

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	令和7年11月14日
【中間会計期間】	第13期中（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）
【会社名】	株式会社桑名カントリー倶楽部
【英訳名】	The Kuwana Country Club Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三澤 孝行
【本店の所在の場所】	三重県桑名市大字嘉例川861番地
【電話番号】	(0594)31-5111
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 三澤 孝行
【最寄りの連絡場所】	三重県桑名市大字嘉例川861番地
【電話番号】	(0594)31-5111
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 三澤 孝行
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 中間会計期間	第13期 中間会計期間	第12期
会計期間	自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日	自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日
売上高 (千円)	75,000	75,000	150,000
経常利益 (千円)	21,932	21,161	50,248
中間(当期)純利益 (千円)	14,544	14,033	33,424
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	90,000	90,000	90,000
発行済株式総数 (株)	1,740	1,740	1,740
純資産額 (千円)	1,845,391	1,878,304	1,864,271
総資産額 (千円)	2,386,791	2,408,829	2,402,160
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	8,359	8,064	19,209
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	77.3	78.0	77.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	32,004	27,994	71,598
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	5,503
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,000	5,000	10,000
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	311,881	363,966	340,972

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移は記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益は、持分法適用会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、賃金・雇用の改善、インバウンド需要の大幅な回復、企業の設備投資の増加などを背景に緩やかな回復基調が続きました。一方で、継続する物価上昇に加え、米国の政策動向や世界各地での紛争リスクなど、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

ゴルフ業界においては、コロナ禍を経て増加したゴルフ場利用者数が、記録的な猛暑などの影響でやや減少傾向となりました。このような経営環境の中、当社は会員及びその他の利用者の皆様に安心安全なプレー環境を提供できるよう環境整備に努めてまいりました。

その結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高は75,000千円（前年同期75,000千円）、営業利益20,614千円（前年同期21,541千円）、経常利益21,161千円（前年同期21,932千円）となり中間純利益は14,033千円（前年同期14,544千円）となりました。

また、当中間会計期間の財政状態は、前事業年度末に比べ現金及び預金が22,994千円増加し、減価償却等により前事業年度末と比べ固定資産が16,564千円減少したことにより、資産合計は6,669千円増加の2,408,829千円となりました。負債合計は社債の償還等により7,363千円減少し530,525千円となり、純資産合計が中間純利益の計上により14,033千円増加し1,878,304千円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローが27,994千円（前年同期比12.5%減）得られ、投資活動によるキャッシュ・フローはなかった（前年同期もなし）ものの、財務活動によるキャッシュ・フローは5,000千円（前年同期と同額）を使用した結果、当中間会計期間末には363,966千円（前年同期比16.7%増）となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は27,994千円（前年同期は32,004千円の獲得）となりました。

これは主に、税引前中間純利益が21,161千円（前年同期は21,932千円）、減価償却費16,053千円（前年同期は17,423千円）、法人税等の支払額8,709千円（前年同期は7,985千円）によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローはありません（前年同期もなし）。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は5,000千円（前年同期と同額）となりました。

これは社債の償還による支出であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において判断したものであります。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社は、桑名カントリー倶楽部にゴルフコース及び附属設備を賃貸し、その維持運営を行うことにより安定的な経営を維持する事を基本方針とし、桑名カントリー倶楽部のゴルフ場運営を支援することに努めています。

桑名カントリー倶楽部との関係については、当社の経営に重大な影響を与える可能性があり、経営指標としての中間来場者数15,000人の確保により、当社は確実な利益の計上による安定的な財務基盤を強化すべく、賃貸原価に見合う賃貸収入の確保を桑名カントリー倶楽部との共存共栄に務めながら検討しております。

経営方針については、経営指標である来場者数については、14,513人となり前年同期比190人（1.3%）減少となり、目標である15,000人に対しては487人（3.2%）未達成となりました。

当中間会計期間の経営成績につきましては、売上高は前中間会計期間と同額の75,000千円となりました。売上原価はコース維持費等が増加し、前中間会計期間に比べ0.3%増加の40,391千円となりました。販売費及び一般管理費は、前中間会計期間に比べ6.0%増加の13,994千円となりました。

当中間会計期間の財政状態につきましては、資産合計は、前事業年度末に比べ6,669千円増加の2,408,829千円となりました。流動資産は主に現金及び預金が22,994千円増加したこと等により23,316千円増加し365,080千円となりましたが、これにつきましては「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。固定資産は主に減価償却等により16,564千円減少し2,043,708千円となりました。

また、当中間会計期間の負債合計は前事業年度末に比べ7,363千円減少し530,525千円となりました。流動負債は一年以内償還予定の社債が5,000千円減少したこと等により7,363千円減少の15,525千円となりました。固定負債は前事業年度末と同額の515,000千円となりました。

当中間会計期間の純資産は、中間純利益14,033千円を計上した結果、繰越利益剰余金が増加し1,878,304千円となりました。

資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要の主なものは設備維持費用、土地賃借料等の固定費用であり、また投資を目的とした資金需要はゴルフコース及び附属設備に関する設備投資等であります。運転資金の源泉は、賃貸原価に見合う賃貸収入を確保することであり、また、ゴルフコースの設備投資資金の調達については、桑名カントリー倶楽部の会員である株主による増資を基本として、必要に応じて金融機関からの長期借入を行っております。長期借入金の返済については、営業活動によるキャッシュ・フローの範囲内での資金計画を立案して返済期間等を検討しております。

なお、当中間会計期間末における有利子負債の残高は、1年内償還予定の社債5,000千円であります。

(3) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,800
計	1,800

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (令和7年9月30日)	提出日現在発行数(株) (令和7年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,740	1,740	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株制度は採用していません。
計	1,740	1,740	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
令和7年4月1日～ 令和7年9月30日	-	1,740	-	90,000	-	1,464,468

(5) 【大株主の状況】

令和7年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
ノリタケ株式会社	名古屋市西区則武新町3丁目1番36号	14	0.80
株式会社中日新聞社	名古屋市中区三の丸1丁目6番1号	6	0.34
中京医療株式会社	桑名市和泉524	5	0.28
株式会社川本製作所	名古屋市中区大須4丁目11番39号	5	0.28
日本ガイシ株式会社	名古屋市瑞穂区須田町2丁目56番地	4	0.22
東邦瓦斯株式会社	名古屋市熱田区桜田町19番18号	4	0.22
伊勢湾海運株式会社	名古屋市港区入船1丁目7番40号	4	0.22
株式会社フジトランスコーポレーション	名古屋市港区入船1丁目7番41号	4	0.22
計	-	46	2.64

(注) 所有株式数第9位にあたる3株を所有する株主の数が15人となっておりますので、上位8人のみの記載としております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和7年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,740	1,740	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,740	-	-
総株主の議決権	-	1,740	-

【自己株式等】

令和7年9月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株式 数(株)	他人名義所有株式 数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当しますが、同項ただし書後段の規定に基づき、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）に係る中間財務諸表について、公認会計士櫻井由美子による期中レビューを受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当中間会計期間 (令和7年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	340,972	363,966
その他	792	1,113
流動資産合計	341,764	365,080
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	314,877	302,241
構築物(純額)	24,535	22,971
土地	375,008	375,008
コース勘定	1,321,653	1,321,653
その他(純額)	20,378	18,525
有形固定資産合計	2,056,453	2,040,400
投資その他の資産		
繰延税金資産	3,742	3,231
その他	77	77
投資その他の資産合計	3,820	3,308
固定資産合計	2,060,273	2,043,708
繰延資産		
社債発行費	122	40
繰延資産合計	122	40
資産合計	2,402,160	2,408,829
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	10,000	5,000
未払法人税等	8,677	6,585
その他	4,211	3,939
流動負債合計	22,888	15,525
固定負債		
預り保証金	515,000	515,000
固定負債合計	515,000	515,000
負債合計	537,888	530,525
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
資本剰余金		
資本準備金	1,464,468	1,464,468
その他資本剰余金	5,806	5,806
資本剰余金合計	1,470,275	1,470,275
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	303,995	318,028
利益剰余金合計	303,995	318,028
株主資本合計	1,864,271	1,878,304
純資産合計	1,864,271	1,878,304
負債純資産合計	2,402,160	2,408,829

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間		当中間会計期間	
	(自	令和6年4月1日	(自	令和7年4月1日
	至	令和6年9月30日)	至	令和7年9月30日)
売上高		75,000		75,000
売上原価		40,259		40,391
売上総利益		34,740		34,608
販売費及び一般管理費				
役員報酬		5,700		5,700
給料及び手当		1,050		1,450
支払報酬		1,694		1,844
業務委託費		1,374		984
その他		3,379		4,015
販売費及び一般管理費合計		13,198		13,994
営業利益		21,541		20,614
営業外収益				
受取利息		10		134
受取賃貸料		480		502
営業外収益合計		490		637
営業外費用				
社債利息		17		7
社債発行費償却		81		81
営業外費用合計		99		89
経常利益		21,932		21,161
税引前中間純利益		21,932		21,161
法人税、住民税及び事業税		7,143		6,616
法人税等調整額		244		511
法人税等合計		7,387		7,128
中間純利益		14,544		14,033

(3)【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	21,932	21,161
減価償却費	17,423	16,053
社債発行費償却	81	81
受取利息及び受取配当金	10	134
支払利息及び社債利息	17	7
その他の流動資産の増減額(は増加)	296	393
その他の流動負債の増減額(は減少)	1	52
その他	254	217
小計	39,998	36,506
利息及び配当金の受取額	10	206
利息の支払額	19	9
法人税等の支払額	7,985	8,709
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,004	27,994
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の償還による支出	5,000	5,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,000	5,000
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	27,004	22,994
現金及び現金同等物の期首残高	284,877	340,972
現金及び現金同等物の中間期末残高	311,881	363,966

【注記事項】

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
現金及び預金勘定	311,881千円	363,966千円
計	311,881千円	363,966千円
現金及び現金同等物	311,881千円	363,966千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、不動産賃貸事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、不動産賃貸事業の単一セグメントであり、かつ単一顧客(桑名カントリー倶楽部)とのゴルフ場施設賃貸借契約から生じる収益のみであるため収益を分解しておりません。

(1株当たり情報)

	前中間会計期間 (自令和6年4月1日 至令和6年9月30日)	当中間会計期間 (自令和7年4月1日 至令和7年9月30日)
1株当たり中間純利益	8,359円	8,064円
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	14,544	14,033
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	14,544	14,033
普通株式の期中平均株式数(株)	1,740	1,740

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

令和7年11月10日

株式会社桑名カントリー倶楽部

取締役会 御中

櫻井由美子公認会計士事務所
愛知県名古屋市

公認会計士 櫻井 由美子

監査人の結論

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社桑名カントリー倶楽部の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

私が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社桑名カントリー倶楽部の令和7年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における私の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。